

平成20年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

平成20年7月17日 午前9時開催

尾張旭市役所 201会議室

1 出席委員（5名）

会長 山口正久 委員 裕原道雄 委員 内山哲治
委員 江坂正光 委員 川合伸子

2 欠席委員

なし

3 傍聴者数

1名

4 出席した事務局職員

行政課長 長江建二 行政課長補佐 毛利重成
法務文書係長 渡辺理主 査 査 太 田 篤 雄

5 議事

情報公開制度の見直しについて

<行政課長>

あいさつ

4月に教育委員会の教育行政課長から、森課長の後任として異動して参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年の3月に開催していただきました当審査会で、大量請求の事務に相応するような形で手数料をいただくということで、次回——今回でございますね——案を提出するということがあったかと思ひます。したがひまして、前回に引き続き情報公開制度についての委員の意見陳述ということで、傍聴を認めております。また、傍聴人には本日の資料を閲覧に供していただきますのでご承知置きください。

それでは、山口会長に議長をお願ひいたします。

<山口会長>

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日の案件は「情報公開制度の見直しについて」となっておりまして、審査会条例第2条第2項に規定されております、制度についての委員の意見陳述でございます。したがひまして、この件につきましては、会議の進行を事務局にお願ひいたします。

<行政課長>

本日の議事でございます「情報公開制度の見直しについて」、まず基本的な考え方を述べさせていただきます。

前提として、受益者負担の考え方を取り入れて、情報公開請求について手数料を徴収しようとするものでございます。基本的には、一つ目としまして、公開請求の目的によって手数料徴収の有無を判断しません。二つ目としまして、請求者によって手数料の金額を区別しません。三つ目としまして、経済的困窮者の公開請求権の行使に支障が出ないようにするため、手数料の減免を行います。以上3点の考え方に基づいて手数料を定めることとしました。具体的内容につきましては、渡辺係長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

<法務文書係長>

(配付資料の説明)

(川合委員入室)

<山口会長>

公開実施手数料の規定について、「免除」以外に、東京都、国、香川県のように「減額」の規定は入れなくてもよいか。

<法務文書係長>

「免除」については、生活保護を受けている方や中国残留邦人等の支援給付を受けている方の生活困窮者を前提としておりますので、「減額」ではなく「免除」にした方がいいのではという考えからです。

<山口会長>

手数料条例に合わせて「減免」とした方が自然ではないか。

他の自治体は「減免」になっている。どうして「免除」の方がいいのかの説明がない。ここだけではなく、全般的に見て、いかにも一生懸命やっていたという感じがしない。全身全霊を込めて行政の事務に打ち込んでいる姿勢を感じなかった。

第2点、「特別の事情がある」と「認める」のは誰か。一部改正案には主語がないので、だれが認めるのかははっきりしない。

送ってもらった資料は東京都、横須賀市、国と香川県の四つだけだが、手数料を取っている自治体は他にもあるはずである。なぜこの四つが選ばれたのか。

<法務文書係長>

閲覧手数料が無料ではないところです。前回お配りした資料の中で「県下各市の状況」をお出ししていますが、手数料で定めているところと費用負担で定めているところがございましたが、いずれも閲覧手数料は無料ということで、分類としては手数料は「無料」という形で考えております。手数料で取るか費用負担で取るかで別れてはいますが、閲覧自体は無料になっているということです。今回お送りした所につきましては、閲覧が有料になっているということでお出ししました。

<山口会長>

香川県の条例第17条第4項には「手数料の減免に関する苦情の処理」の規定がある。こういう規定はあった方がいいのかなと思ったが、減免に関するトラブルは想定していないのか。

<法務文書係長>

手数料のお支払が出来ないために請求が出来ないと認められる方については、「免除」するという前提で考えていましたので、減額でトラブルが起こることは想定していません。そういったこともありまして、「免除」の方がいいのではということで案を出させていただいています。

<川合委員>

基本的には「減額」というのもあった方がいいと思うのですが、例えば「減額」というのはどういう場合でしょうか。生活保護とかの方は免除になる訳で、学生さんとかあるいは所得証明などを見せていただいて、ということになるのか。線引きが難しい気がしますが……。

案を見ておりますとかなりの金額になるものもありますので、ゼロか100かではなくて、減額というのもあった方がいいと思います。

<松原委員>

きちんと決めて減額があるのか。ないとするなら免除か有料か、この規定の中で設けなかったらはっきりさせた方がいいと思っている。「減免」という言葉を使っていると将来何かの部分について減額があり得ると示唆するだけであって、事実上規定の中で減額がないとするなら、後で考えることまで予期して「減免」とする必要があるかどうかちょっと

考えないといけないのかなど。規定の中で減額がないとするなら原案どおり「免除」でいいのではないかなど。減額があるのであれば、減額する部分をきちんとうたっていないかと思っています。そうでないかえってトラブルの材料になってしまう——この部分は何パーセント、この部分はどうか。

ただ、「減免」には二通りあると思う。例えば、案の中でいう1枚当たり幾ら、何枚まで幾ら。しかしながら、それを超えるとある程度免除する——これは増額なんですけれど——普通は国の手数料は、最初の20枚までは一定の金額、それを超えると7枚につき幾ら、10枚につき幾らとか。実はその部分で減額があるんですね。この案は増額の規定なので、一般には減額ではないかなと思うんですが。会長が後で指摘されているように、何で20枚を超えると20円に増えるのかと。国の考え方は反対でして、ある一定の枚数までは幾ら、ある一定を超えると5枚につき幾らという規定になるんですね。すると金額的に最初は、例えば400円ですよ。次は5枚加えるごとに100円ですよというような。そういうことで「減免」というのがあり得ると思っていますけれど。

規定の中で、ある一定の枚数までは幾ら。それから1枚幾らじゃなくて5枚までは幾らというようにして減額をしてあげる。それで減免規定だよということは分からない訳ではないので。それがまかりならなくて最初からこれだよとやってしまうと、免除か払うか分からない。そんな考えです。

<山口会長>

「減免」としておいて、実際には「免除」しかないという運用をすることによって、トラブルが起るのでしょうか。起こり得ないですよ。

<松原委員>

そういう意味じゃないです。減額に対する規定がないとするならば、あえて減免とする必要があるかということで議論が必要だということです。

<山口会長>

減額規定がなければいけないということでもないんじゃないですか。他の自治体だって減額規定を設けているかどうか、多分私はそんなことまで細かく決めてないと思いますよ。「減免」と書いてあるにもかかわらず、私は「免除」されたと言って怒ってくる市民がいるかって——いないですよ。トラブルになりようがない。

(江坂委員入室)

<山口会長>

原案だとオール・オア・ナッシングなんですよね。中間があり得ない。だから、手数料条例に合わせておいた方がいいんじゃないですか。

<内山委員>

資料2の13ページ、香川県情報公開規則の第11条第2項で、前項第1号から第4号までに掲げる場合は、ある一部に関しては「免除」、「減額」というふうに分けている。

もう一つ、香川県で非常に特徴的だったのは、手数料の払い方を非常に明確に——前の

12ページの条例第17条第2項で、手数料は前納とすると。他はざっと見たところいつ払うかというところがない——こういうことまで深く定めるのがいいかどうかは分からないんですが、こういうこともトラブルの温床になりかねない。こういう内容も入れておくといいかと思います。

<山口会長>

そこもちょっと感じたんですけどね。

<内山委員>

それからもう一つ別表の話で、今日の訂正で「公文書」が「文書又は図画の写し」に変わっていますね。資料1の1ページで附則の次に別表を加える所ですが。色々な考え方はあると思いますが、例えば「公文書」を「文書又は図画」に変えた場合に、「公文書等」というふうにした方が……。事実上はどこまでが「公文書」——電磁的な記録とかビデオテープというものが「公文書」の範ちゅうに入るかどうか、それがちょっと私には具体的には分からないんですが、もしそうでないとすると「公文書」というのがビデオテープと電磁的記録の間に入ってきてしまう。「公文書」というものと、それ以外のビデオテープとか電磁的記録とかがあると思いますので、したがって「公文書等」になるのかと。そうやって見ていくと、公開条例というのは全部「公文書」で統一されていますので、それで「公文書等」といわなきゃいけない所もあるのかもしれないんですけど、他に私が見た所は全部「公文書」で統一されていますが……。

<法務文書係長>

手引の98ページ、99ページの辺りに「文書及び図画の写しの作成」などの表現が使っています。最初にお出した案の「公文書を印刷物に出力したもの」ということになりまして、電磁的記録と同じような形で存在するものでしたら印刷物に出力ということが出来るんですけど、あくまで写しをコピーすることなものですから、その辺を明確にさせていただきたいということで訂正をさせていただきました。

それから、見ていただくと「電磁的記録等」ともう一つその下の行では「電磁的記録」ということで両方ございます。「電磁的記録等」の中には電磁的記録の他にマイクロフィルムといったものを含ませています。マイクロフィルムにつきましては、実際にマイクロフィルムの記録があるんですけど、それを閲覧できるような形ができるかという、税務課と保険医療課の中に機械が1台ずつございまして、そこで職員が事務用に確認したり、用紙に出力したりすることも出来ますが、お客さんにそこで見ていただくことが出来ないものですから、公開するとしたら、用紙に出力したもので公開するという前提で「電磁的記録等」という形にさせていただいています。

<山口会長>

上の方は「等」が付いて、下は付かないんですか。

<法務文書係長>

そうですね。下は「電磁的記録」ということでフロッピーディスクとCD-Rです。

<山口会長>

順番に一つずつ片付けていきませんか。

「免除」の他に「減額」を入れるということについては、手数料条例に合わせるということによろしいですか。

(各委員了承)

<山口会長>

それから二つ目、「特別の事情がある」と「認める」のは誰かということですけど、原案ですと誰が認めるのかははっきりしないですね。国の施行令では「行政機関の長」が認める」というふうになっているんですが、これはいかがでしょうか。

<法務文書係長>

主語を入れるとしたら「実施機関の長」という形で……。

<山口会長>

そのように主語を入れることによろしいですか。

(各委員了承)

<山口会長>

3点目は、ちょっとこれは余分かなと思ったんですが、香川県の条例第17条第4項にちょっと面白い規定があって、手数料の減免に関する苦情が生じた場合の処理の仕方について審査会の意見を聴くものとするということが書いてあるんですね。これは、他の委員さんのご意見を聴きたいところですが。

減免を受けられると思ったのに受けられなかったという苦情が考えられますよね。

<川合委員>

その場合は、不服審査というのはできますか。

<江坂委員>

行政処分なら。

<川合委員>

苦情の申出というのは単に苦情なんですよね。苦情であって不服申立てとかではないんですよね。

<松原委員>

公開そのものの苦情じゃないもんですから。事務上の苦情になっちゃうもんですからね。

<法務文書係長>

実務上、おそらく減免の申請をいただく形になりますので、申請に対する許可とかそういう形になりますと行政処分になる可能性があります。

<川合委員>

救済のみちはある訳ですね。

<法務文書係長>

行政処分でしたらそういうことになります。

ちょっと今、行政不服審査法案が前通常国会に提出されておりまして継続審査という形になっておりますけれど、大きく変わる予定です。情報公開審査会がなくなるというのも載っておりまして、不服申立てについては、一律行政不服審査会というような所で審査を行う形の法案になっております。

<山口会長>

この香川県の規定は「審査会の意見を聴くものとする」ということですから、ここで決定するという形ではないんですよね。

<川合委員>

会長さんとしては、救済というよりもどんな状況なのかを審査会が知りたいという……

<山口会長>

そうですね。

まあ、これはどちらでもいいですね。

次へ行きましょうか。

(「はい」の声あり)

<山口会長>

私の意見で、今度は別表ですね。

「交付」という言葉が抜けているのではないかということが言いたかったのですね。訂正の資料をお配りいただきましたけれど、そこにもそれは入れられていないので。

上の方が「閲覧」ですよ。それから2番目が「視聴」ですよ。3番目は「交付」でなければちょっと言葉が合わないという、それだけです。

<法務文書係長>

分かりました。

<山口会長>

続いて先程榎・委員さんの方からも指摘がありましたけれど、ページ数が増えるとかえって手数料が高くなるのはちょっと奇妙だなと思いました。どういう考えだったんでしょうか。

<法務文書係長>

今までの費用負担でも、1ページ10円ということで料金をいただいております。ですから実質A3番までのものにつきましては1ページにつき10円ということは、手数料としては今までと同じで「無料」というか費用負担だけという形になりまして、21ページ目以降——たくさんあるものについては20円いただきますよと、そういう考え方になっております。

A3とA2の区分につきましては、実はA2の方はあまり文書としてははないと思うんですけど、コピーの実費は同じです。同じなんですけれどA2の方がですね——実はコピー機も別になっておりまして、手間——手数料ということなものですから、ここは10円ずつ上げてもいいのではないかという考え方です。

<山口会長>

それはいいんですけど、20ページまでは10円で、21ページ目からは20円というのが普通の常識とは逆のような気がするんですよ。これだったら分けて申請するとみんな10円でいけてしまう訳ですよ。

<行政課長>

前から話題になっております大量請求、そういうものにある程度抑止をしていこうと思うと、やはりこういう規定になるのかなというような気がしておる訳でございます。前回の会議における前行政課長の発言を会議録で見えますと「大量請求の事務に相応するような形で手数料をいただくというようなことで次回案を」というようなことで、この辺が私ども頭に入っておったんですけど、ある程度たくさん請求される方について相応するような形で手数料をいただくという考え方で案を出させていただいております。

<山口会長>

ねらいは分からないでもないんですがね。こういう決め方をしている自治体は他にありますか。送っていただいた資料の中には見つからないんですが。

さっき言いましたように、20ページごとに分けて請求されたら、すべて10円ということになりますよね。

<松原委員>

もう一つ僕が思っていたのはね、来る人してみると「20ページを黒く塗るより、30ページはもっと黒く塗るのか。たくさんやるのか。」ということになってしまうと、「コピーも一緒じゃないか、何もかも一緒じゃないか、見るのも一緒じゃないか、もらうのも一緒じゃないか、紙も一緒じゃないか」となってしまうときに、「どうしてなの」と言われてしまって「色々こちらの方で見るのが大変だから」とかいう理由が果たして成り立つかどうか。むしろ国の場合は反対に20枚までは幾らとかにして——ただ、1枚でも50円もらったり——それというのは決めなんだけど。一般の市民の方々からすると「何でなの」と言われてしまうと、他の機関とも合わないものですから——確かにそうなんですけれど、でも難しいのかなと。

<山口会長>

そうですね。それだったら閲覧だって同じことが言える訳で、その部分だけ割高になるというのは不自然だと思いますね。一律の方が計算もしやすいですね。

一律10円ではいけませんか。

<法務文書係長>

10円ですと、今までの費用負担と同じものを手数料で定めるという形になりますので、できれば20円と30円ということでどうでしょうかと思うのですが。

<内山委員>

横須賀市と国の例ですと、横須賀市はA3とA2で8倍になっている。後詳しくA1、A0まで規定していますし、国の場合でもA3とA2で4倍ですか。それに比べたら2倍

なので良心的だなと。これはこれで意味がありますか。

<法務文書係長>

コピーの原価を調べましたら、A2もA3も実は一緒だったものですから。なかなか何倍にするというのも難しいかなと思ひまして。

<山口会長>

A4というのはないのですか。

<法務文書係長>

あります。公文書はほとんどがA4サイズです。

<山口会長>

ここにA4というのを書かなくていいのですか。

<松原委員>

A3までとあれば、どれをとっても同じですわ。A4でも、B4でもB5でも同じ値段になる。

<山口会長>

「3番まで」と「2番まで」という書き方をしていたので……。

「何番以上何番まで」とかにしないと、「A列2番まで」というのは全部入ってしまうんですよね。

<松原委員>

A2までしかないですから、A3までは幾ら、A2は幾らとしてはどうか。

<山口会長>

横須賀市は全部特定していますね。

<内山委員>

モノクロとカラーにも分けていますね。

<行政課長>

本市のシステム上、カラー刷りが出来ませんので……

<松原委員>

今のところね。

<行政課長>

紙の大きさもA2までです。

<山口会長>

後、今日この訂正をいただいたんですけど、これも含めて別表に関しての他のご意見はありませんか。

<松原委員>

僕が一番最初に引っかけたのは「文書又は」という所で、元々公開条例そのものは公文書だと認定したものである以上、「公文書」という言葉を入れる必要がある気がするんですね——「文書」だけじゃなくて——後については、細かい点については「等」で処理す

るんであって、あくまでも「公文書」というのを入れないと——最初の考え方そのものが「公文書」についてというような言い方をしていますので、やっぱり「文書」だけでは面白くない。やっぱり「公文書」という言葉を入れないと。

<法務文書係長>

実は手引の21ページ、第2条に公文書の定義がございまして、ここに「職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」というふうに、「文書、図画及び電磁的記録」という3種類が規定されておりました、これでこのようにさせていただいたんですけれども。公文書の中に電磁的記録が入ってしまいますので……。

<江坂委員>

整理の問題ですよ。

「公文書」を前提にするとすれば、「公文書」に該当するという「文書」、「図画」、「電磁的記録」と具体的なものを並べてある——一義的な「写し」と「用紙への出力」が具体的に書いてあると思えば、まあ……

<松原委員>

この部分は、抽出して書いてあると思えばそうだし……。一番頭の所だったので、ちょっと……。

<山口会長>

今日の訂正の説明のとおりでよろしいですか。

(各委員了承)

<山口会長>

最後に「の交付」を加えてください。

<法務文書係長>

はい。分かりました。

<山口会長>

「電磁的記録」の真ん中の欄の所の「フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付」の「の交付」という言葉は余分ですね。左の欄の「電磁的記録の交付」というふうにしておけば、真ん中の欄の「の交付」はいりませんね。

これまでの、第18条と別表に関して他に何かないでしょうか。

<川合委員>

閲覧の所、「50頁1回までごとに100円」というのはどういうことですか。

<法務文書係長>

1回の開示ごとという……

<川合委員>

70ページだったらどうなるのですか。

<法務文書係長>

70ページですと200円という計算になるのですけれど……。横須賀市が、資料2の

3ページにありますように、「100枚1回までごとに」というのがありまして、これに倣って——本市はページで数えていますので。

<川合委員>

例えば230ページのものを読覧に来たら、それは。

<法務文書係長>

500円ですね。

<行政課長>

50ページごとに100円という考え方ですね。

<川合委員>

分かりにくかったのとですね……

<法務文書係長>

「1回まで」というのを取ってしまった方がよろしかったですか。

<川合委員>

私だったら「1回まで」がない方が分かりやすいんですけど。そこはちょっと私も自分の常識が正しいのかどうか分からないので……。

<松原委員>

こういう書き方もあります。「1件100円。ただし、50枚を超えるごとに100円を追加する。」という方が今までの感覚からすると分かりやすい。

これは、本当は「1件につき」でやらないと。みんな市のものだから合わせて50枚——こういう話じゃなくて、これ1件、これ1件だったら、たとえ50枚であっても1枚であっても100円取りますよ、という話だと思ったんですけど……

<法務文書係長>

想定しておりましたのが、例えば「障害児に関する何とかの文書」というのが出てきたときに、福祉課とこども課と別々にそれぞれ持っていたと。それでその文書の量によって公開する時期も若干変わってきますので、担当課で決裁をとってそれぞれ公開したと。その1回ごとに数えたいという意図を持ってこういうふうにさせていただいたのですけれども。

<松原委員>

そうすると今の話でいくと、要するに件数で数える訳じゃなくて、一つのつづりという感覚じゃない訳ですね。二つのつづりでも三つのつづりでも、とにかく全部数えて50枚でという話でしょ。

<法務文書係長>

そうですね。

<松原委員>

僕らの感覚はそうではなくて。例えばこういう大抵1冊のものになっていますよね。そのうちの、この分とこの分、とやってくるとその1冊の中にあるから最初からそのものを

見れば……。ただし、その1冊の枚数が50枚を超えれば、50枚ごとに100円増えるんだよという話だと思うんですね。今の話を聞くと、とにかくごちゃ混ぜで何でもいいからという話でしょ。書類の種類は関係なく、文書は違っても枚数を数えてという話でしょ。

<法務文書係長>

1件の数え方が非常に難しい部分がありまして……。

<松原委員>

何でもかんでもいいから50枚ということになっちゃうと、極端な事を言ったら請求枚数も関係なくなってしまう——請求内容がいっぱい書いてあるでしょう。これを全部まとめて数えて、違う文書であってもみんな50枚で計算し直さないといけない。

<法務文書係長>

実際に請求される方が書いてこられる文書と特定された文書が違ってきますので、請求者が一つの文書だと思われていても、実は幾つかに分かれていたという場合に、その幾つかを一つ一つ数えて、それごとにお金をいただくということではなくて、やっぱり、ページ数の合計でいただいた方がいいのではないかという考え方なんですけれども。

<川合委員>

先程おっしゃられた、福祉課と何課とかが違っていても……

<法務文書係長>

例えばまとめてどこかの会議室で併せてやれますということなら——多分その場合の方が本当は多いと思うんですけれど。その場合は、事前にいただく手数料としては、このページ数がありますので、これだけいただきますということなんですけれど、別々に、どうしても開示の時期がずれてしまうということになりますと、その直前にお金をいただくという前提で考えていますので、その1回ごとに、その時ごとに、お見せする前にこれだけのページ数で幾らですよということでしたらどうかと……。

<松原委員>

一般的な考え方で言いますと、例えば議事録なんかですけど「議会議事録を見せてください」と——「第1回の議会議事録を見せてください」、「1回、2回、3回」、「5回みんな見せてください」ということが書いてあるんですよ。そういう場合、1回、2回と数えずに、5回分まとめて数えて全部の数を出すと。通常私たちが「1回の議事録を見せてください」と言ったら50枚以内であれば100円取りますよ。2回目のものがあればそれはまた100円取りますねというのが一般的な考え方なので……。

<内山委員>

この尾張旭市の案はページ数というものを使っていますよね。こちらの四つの例は、1件とか1枚になっていまして、最近は環境問題の流れで1枚につき裏表印刷するよということがあるんですけれど。「1ページ」という考え方はオリジナルと僕はとったんですけれど……。そうなってくると裏表に刷った場合は1枚——二つ印刷があっても——そういう料金なのか、それとも……

<法務文書係長>

今までの取扱いが、公文書が元々裏表に印刷されていれば、裏表のコピーで出すとか、そういう取扱いをしております、今までの費用負担も両面コピーでも1ページごとに10円いただいていたというのがございまして、「1ページ」という形にさせていただいているんですけども。

<内山委員>

オリジナルに合わせた金額だということですね。

<法務文書係長>

今までの取扱いに……

<内山委員>

枚数ではないと。

<法務文書係長>

はい。

<内山委員>

分かりました。

<法務文書係長>

手引の98ページの下から4行目ぐらいの所に……。こういう基準でいただいておりますので。

<裕原委員>

何でもいから50ページで数えるのか、文書ごとに数えるのか、あるいは何ページまでは幾らとかいう考え方は、一度議論しないといけないかもしれない。

<法務文書係長>

公開請求時に手数料を取っているところだと、その1件というカウントが申請書1枚——それで300円とか取っています。実際に公開の時期がそれぞれ所管課によって変わる可能性があるものですから、その時に調整をとるのか——ただ、それだと、先に14日以内に公開できる所と、ある課では大量にあつてという場合に、ある程度日にちがたってからでないとか特定が出来ないというのがありまして、そうすると、その最初の公開の実施前に手数料を取ることが出来なくなってしまうので、その辺も考えまして1回の公開ごとに、その見せるページ数だけで判断したいと。

<川合委員>

ちょっともう一ついいですか。文書の考え方自体の問題だと思うんですけど、電磁的記録で光ディスクに複製したものの交付のとき、尾張旭市さんは国と一緒に、1ディスク50円で、紙に出力した場合なら幾らになるかというのを加算していますよね。それに対して東京都は、ディスク1枚で幾らと。ただ情報量がすごく大きくなったら加えていくという感じですね。一般論として、光ディスクでもらうというのは簡便な方法であつて、紙に出力しなくてもよくて、だからその場合は安くてもいいという考え方も一つあるだけ

ども、そうじゃなくて尾張旭市の考え方だと情報の値段みたいな感じですよ。その所はどっちがいいのかを考えては……

<法務文書係長>

横須賀市が一番最新の新しいもので、横須賀市にお聴きしました。横須賀市の規定は、資料の2の4ページとか5ページ——光ディスクですと5ページですけども、「1枚につき150円に100キロバイトまでごとに200円を加えた額」と。これ「100キロバイトはどういう計算ですか。」とお聴きたんですけど、「ワードのファイルで10ページ、フルに文字を入れたりしてやると大体100キロバイトになる。」と。それでその10ページに相当するのが横須賀市の場合は、紙が1枚20円なので200円を加算すると。あくまで紙ベースで考えていると。ただ、ワードファイルならそういうふうなんですけれど、じゃあ、例えば写真ならどうなるかという、最近のデジタルカメラですと大きいものだと10メガとか——そうするとこれ600メガバイトという120万円の計算になるんですね。「ちょっと高すぎませんか。」ということで聴いたんですけど、「そういう場合は紙で出してもらえばいいんじゃないですか。」と。結局公文書も電子ファイルであるというのはほとんどございまして、本市の場合は特に「文書管理システム」というものをまだ導入しておりませんので、これで出すようなものは、写真ですとかそういったものしかないのかなというふうにご考慮をしております。横須賀市と同じ規定の仕方をする、とんでもなく高額になってしまうので、あくまでそのままの形で紙に出力したときに幾らになるかと、そういう計算にしたかどうかということで、こういう案になっています。

<川合委員>

そうすると、100キロバイトというのはすぐになってしまうという訳なんですね。

<法務文書係長>

そうですね。100キロという、フロッピーでも1.44メガですけど1.36メガぐらいなので、フロッピー1枚でも1,360キロぐらい入ります。

<川合委員>

そうすると、国は1ファイルごとに210円とあるんですが、1ファイルとはどういうことでしょうか。

<法務文書係長>

ワードのファイルで何十ページ入っていても1ファイルですし、最近ですと公文書でもPDFファイルというのもあるんですが、それでも1ファイルなので、そのファイルの大きさに関係なくファイルごとというのが国の考え方ですね。

<川合委員>

そうすると、公開する方としては出していいのかどうか1枚1枚見ていく訳だから……。コピーそれ自体にはお金はかからないんだけど、公開する方は1枚ずつ考えるんだから1枚ずつ手数料という考え方なんですかね。

<法務文書係長>

そうですね。実際に公開するに当たっては、公開・非公開——完全に公開して大丈夫なもの——個人情報とかが含まれていないものでしたら、それほど深く審査する必要もないとは思いますが、決裁をとるときに必ず紙に出力はしますので……

<川合委員>

単なるコピーを考えると、光ディスクというのは簡単に出来るのだから安くしても思っただんですが、そうやって審査する、見ていく手間は一緒ですもんね。

<法務文書係長>

そうですね。ちなみに光ディスクなんですけれど、情報セキュリティーの関係で実は役所の中にある端末からは絶対に焼けないようになっておりまして、情報課のサーバ室の所に1か所だけあるんですけれど、そこでしか今のところ焼けなくなっています。フロッピーは作れるんですけれども、光ディスクはパソコンが全部焼けないものになっていますので……。ちょっと、これを入れるかどうか非常に迷ったんですが、フロッピーディスクだけというと、新しく別表を加えるのにフロッピーディスクだけというと、今時ないパソコンがあるので……。

<山口会長>

先程、「前納」という言葉が香川県の中に入っているけれどもとか、東京都の場合も徴収時期という欄がわざわざ付けられていますね。ところが尾張旭市の場合は「公開請求を行った者は、手数料を収めなければならない。」と。事前なのか事後なのか——どうも、事後でいいみたいですよ。ね。「行った者」ですから、事後でいいような感じなのですが。

<法務文書係長>

他のところは「公開請求手数料」と「公開実施手数料」ということで。本市は公開請求を行った後で、公文書の実際の公開をする時の公開実施手数料をいただくという前提で、公文書の公開を受ける際に手数料を納めていただくという規定にさせていただいたのですが……。

<山口会長>

「行った者」ですから過去形ですよ。ね。「行う者」じゃなくて「行った者」……。

<法務文書係長>

公開請求を行いますと、行政課の窓口で受け付けまして、担当課の方で文書を特定して、公開決定を出して、来ていただいて担当課が公開するという形になりますので。その公開を行った方に対して公開する時にいただきますという意味を込めまして、「受ける際に」というふうにさせていただいたんですけれど……。

<山口会長>

「受ける際に」という所は現在形みたいですが、「公開請求を行った者」というのは過去形。ちょっと過去形と現在形が入り乱れている感じがして……。東京都なんか、いつ徴収するのかということがはっきり欄に設けてありますよ。ね。香川県は「前納」というふうに書いてある……。

<内山委員>

受取を拒否した場合というのは払わなくてもいい訳ですか。

<山口会長>

請求だけしておいて逃げてしまうという例がありますよね。

<法務文書係長>

東京ですと、資料2の1ページの所の第17条第2項だと思いますけれど、「開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなして別表に定める開示手数料を徴収する。」と。強制徴収する……

<山口会長>

何かトラブルがあったんでしょうね。

<法務文書係長>

これもどうなのかなということ議論はしていたんですけども、これをやりますと、滞納整理とか別のことが出てきまして……。実際に開示請求だけが出てきて、これだけありますよと言っているのにちっとも見に来ないとか、それで他の請求が出てきた場合には、権利の濫用というか、そっちの方で何とか——何遍も同じことをされるのは防げるんじゃないかなということも考えまして、こういった規定は置かなかっただけですけども。

<山口会長>

権利の濫用なんてあいまいな事は持ち出さない方がいいと思いますけれどね。請求だけしておいて、実際には見に来ないというのはありそうなので、濫用を防ぐ意味からすると、やっぱり請求する時点で「前納」にした方がいいのでは。

<行政課長>

量が確定できないというケースがございます。それから、我々も当初「公開請求手数料」を請求の段階でいただくというのを考えたんですけど、公開とするものがない場合ということもあり得まして、実際に公開する際に収めていただくということで落ち着いた訳でございます。

<法務文書係長>

前回の審査会の中で、「たとえ非公開になってもあるかどうかを確認できただけでも利益があるのではないか」といったご意見をいただきましたけれど、後で検討しておりまして、非公開だった場合にトラブルになりそうだなというのがありまして、公開の際の手数料だけにさせていただいております。

<山口会長>

非公開だった際に、確かにトラブるかもしれないですね。

<松原委員>

公開を確定した段階、それから相手が利益を得る段階で手数料を取るという方法を探っ

ておる訳ね。その方が堅いという話で。請求した者がすべて払う訳じゃなくて、事実上何枚かを確定して、本人が利益を得る段階で手数料を取ると。确实だし、後でもめないしね。

<江坂委員>

手順をどうされているのかが……。請求が上がってきて、文書を探して、公開するかどうかを判断して、無しなら無し。可とした場合、見に来てくださいといった時に既に例えば黒塗りのコピーが用意してある段階に入ってしまうと、その見に来てくださいといった時に膨大なもので実はすごい費用がかかるといったら向こうは来ないかもしれないし。あらかじめ費用的なものを事前に教えておいて、枚数もある程度教えておいて取りに来てもらう——确实になった時点で黒塗りのコピーを作るのか。どういう形で実施が運用されてくるのかによって違ってくる……

<法務文書係長>

公開請求時点で「郵送」という場合ですと、事前に納付書をお送りして収めていただいて、確認してからお送りするという形ですね——交付の場合は。後は、閲覧の場合ですと、今の費用負担では事前に枚数はお知らせしていませんけれど、事前にお知らせして来ていただくのか、来ていただいて「これだけありました。」とするのか、そこまでは議論はしておりません。

<江坂委員>

規定をどこまで書くかという問題があるかもしれませんが、実際にどういう運用をされるのかというのを確定させておいて、それで規定を作った方がいいと思いますが。

<法務文書係長>

こちらとしては、手間がかかった分の一部を受益者負担ということではいただきたいものですから、たとえその方が請求されたものが多くても少なくとも払っていただきたいというのはあるんですけれども。

<山口会長>

膨大な黒塗り作業をして待っていたけど、来なかったということで取らなくていいのか……。

<法務文書係長>

去年、おととしと見えた大量請求者の方は、多分何冊もあってお金をくださいと言ったら「じゃあ、いいわ。」とか言われそうな感じがします。

そもそも、通知で必ず来る日を連絡してくださいと言っても絶対に連絡はなく、ある日突然やって来る方ですので。そういう方だからこそいただきたいんですけど。なかなかうまい仕掛が考え出せなくて……。強制力を持たせるなら、公開請求料の未納がある場合は、公開請求できないようなことも考えたんですけど、なかなかそれも……。

<山口会長>

そういうのは他の自治体の規定にありますか。

<法務文書係長>

他の自治体ですと、資料2に載っている所ですと東京都はこういうふうですけど、横須賀市は、業者さんの請求でお金は事前に納めていただけるみたいですので……。香川県は載ってないみたいですね。

< 松原委員 >

横須賀なんかは公開請求手数料として先に取っておいて、後は実際の実施手数料で、二つに分けて……。こうやっておけば確実に300円は取ることが出来る。

< 法務文書係長 >

横須賀は最初に300円を取りまして、後は実際に閲覧とか紙の交付をするときに、この最初に払った300円までは免除というか、300円も含めて考えるというやり方ですね。

< 山口会長 >

そういう方法を考えませんか。

< 法務文書係長 >

色々議論しておりましたのは、最初に申し上げましたとおり、公開請求手数料ですと非公開の時に何もないので、取られ損というか——どちらかというところというトラブルの方を考えて、公開請求手数料は……

< 行政課長 >

例えば公開請求手数料を200円としますと、ビデオテープ又は録音テープを聴きますと1巻1回ごとに100円となっていますが、金額が上がることになる。そういう状況になりますので、それがどうかなのがあります。

< 法務文書係長 >

ビデオテープとか録音テープが100円と表の中には定めてあるんですけど、公開請求手数料を取ってその中に含めるということだと、実質、100円と書いてあっても300円になってしまうんで、表の中に100円とあって300円を取るのはいかがかなという議論もしておりました。

< 行政課長 >

基本的には、これは性善説と言うのか分からないんですけど、来ていただく、閲覧していただく、払っていただくという前提で考えておるんですけど。

< 山口会長 >

だけど、これまで散々痛い目に遇ってきた訳ですよ。いつまでも性善説でいいのかという……。

横須賀市みたいな方法で一遍お考えにはなりませんか。

< 江坂委員 >

手数料の意味合いもあると思うんですよ。実費負担というものもありますけれど、事務手数料という面も考えられてもいい。300円じゃなくても最初に事務手数料をいただいておいて、後で実費分をプラスされる中でそれを充当するというのであれば、別におま

けしてあげているということも言えなくはないかなと。後、先程言われた件数の問題をきちんと整理をされておいて、1回の請求で出来るだけ軽く出してきた1件の請求というのもあるでしょうし、もう一つは先程言われたように、請求された文書と出てきた文書がかみ合わないことが多いでしょうから、その時にこちらサイドとして、出てきたものについて手数料としてページ数だけで把握するのか、部署ですとか課がまったく違うのに一緒にするのか、そこも整理が必要だと思います。きちんと情報がかみ合っているものだったら1文書1件で僕はいいと思うんですけど。

<法務文書係長>

実際に公開請求の窓口をやっている、書かれるものがあるかどうかというのがこちらではなかなか分からないので、担当課に来てもらって、確認をして、補正をして、「こういうものでよろしですか」という確認をしてから探すという形にはなっておりますけれど、ただ、枚数の確定はその場では出来ません。間違った文書が出たことはないですが、おとし刃りに大量公開請求をされた方は、1回だけですけど、全部公開のものに対しての異議申立てを出されました。

<江坂委員>

手数料的に1件というものに意味を持たせるのであれば、そこは明確にしておくべきだと思います。

<法務文書係長>

横須賀市は資料の2の5ページの表の一番下に備考というのがありまして、「複数の実施機関に対する一括した請求は、実施機関ごとに1件の請求として公開手数料を徴収する。」というのがございます。これは実施機関ごとといいますと、市長、教育委員会、消防長とかそういう単位——それごとに1件。ですからこども課、福祉課という場合ですと、こども課も福祉課も市長部局ですので1件という……。なかなか文書の管理自体も文書管理システムが入っていないものですから、この簿冊ですと最初から何ページありますよとか。とにかく担当課によって……

<松原委員>

問題は、項目ごとのすべてが1件何枚とやるのか、それとも1項目ごとに1件と考えるのかということだけははっきりさせておいた方がいいと思っています。

<山口会長>

横須賀市の備考欄みたいな規定を入れられたらどうですか。

<法務文書係長>

実務上は多分これしか出来ないかなと思っています。

<山口会長>

条文と別表に関しては他にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

<山口会長>

基本的な考え方の方を見ていきたいと思ひます。

(配付資料説明)

資料のとおり修正することによろしいですか。

(各委員了承)

<山口会長>

他にご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

<山口会長>

(スケジュールの確認)

最終的に審査会の意見の案を事務局にまとめていただき、それを各委員さんの方に郵送で送ってもらい、特にそれで異論がなければ審査会の開催は省略するということによろしいでしょうか。

(各委員了承)

<行政課長>

条例案の策定が今月末になっております。なるべく出来上がった段階で委員の皆様のお手元の方にお届けをしたいと思っております。また、時間があればご意見をいただくことも出来るかと、そんなことを思っております

<山口会長>

これで、本日の審査会を終了させていただきます。

午前10時52分終了